

国立大学法人東京外国語大学アジア・ アフリカ言語文化研究所副所長に関する規程

〔平成18年10月16日〕
規則第53号

改正 平成27年 3月12日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 8号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程第4条第2項に基づき、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所副所長（以下「副所長」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副所長は、所長の命を受け、所長の職務を助け、所長に事故あるときは、その職務を代行する。

(員数)

第3条 副所長は、1人とする。

(選考の時期)

第4条 所長は、次の各号の一に該当する場合に副所長候補者の選考を行う。

- (1) 副所長の任期が満了するとき。
- (2) 副所長が辞任を申し出、研究所教授会(以下「教授会」という。)がこれを承認したとき。
- (3) 副所長が欠員となったとき。

2 副所長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の少なくとも1か月前に、同項第2号及び第3号に該当する場合は、すみやかに行う。

(選考の方法)

第5条 所長は、前条の選考を行うときは、教授会構成員の教授のうちから指名し、教授会の議を経て、学長に推薦する。

(任期)

第6条 副所長の任期は、継続して2年までとする。

- 2 副所長の任期は、所長の在任期間を超えることはできない。
- 3 副所長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 所長は、教授会の承認を得た上で、学長に対し、副所長の解任を上申することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、副所長に関し必要な事項は、教授会の議を経て所長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。